

31 住民第 1211 号
令和元年 12 月 25 日

東京都地域住宅生産者協議会会員 各位

東京都住宅政策本部長
榎 本 雅 人
(公 印 省 略)

令和元年台風第 15 号・第 19 号住宅被害対策区市町村支援事業実施に伴う協力要請について

平素より東京都の住宅行政に御協力いただきまして、誠にありがとうございます。

このたび、東京都では、台風第 15 号及び第 19 号の住宅被害が広範であったことを鑑み、速やかな住宅の安全と生活の再建を図るため、「令和元年台風第 15 号・第 19 号住宅被害対策区市町村支援事業」（別紙「概要資料」参照）を緊急対策として実施することといたしました。

この事業は、区市町村において、台風被害を受けた一部損壊の住宅の補修工事を行う者に対して補助金を交付する事業を行う場合に、都が区市町村に、独自に補助を実施するもの（区市町村への補助事業）で、令和元年度のみの事業としています。

区市町村による事業が円滑に実施されるには、被災した住宅の補修工事が可能な事業者の皆様にご協力・ご対応いただくことが極めて重要であるため、貴団体におかれましても、本事業の趣旨をご理解いただくとともに、特段の御配慮を賜りますよう、お願い申し上げます。

(問い合わせ先)
東京都住宅政策本部住宅企画部
民間住宅課：野口、佐藤
TEL：03-5320-5005（直通）